

第3回独立行政法人評価制度委員会 議事次第

日時:平成27年8月5日(水)15:30~17:18

場所:総務省第一特別会議室
(合同庁舎2号館8階)

- 1 独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について(改正案)
- 2 平成27年度の組織・業務全般の見直し対象法人の主な論点について
- 3 その他

〈配付資料〉

資料1 独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について(改正案)の関係資料

資料2-1 平成27年度の見直し対象法人の主な論点(農林水産省、経済産業省及び環境省所管法人)(第1ユニット)

資料2-2 平成27年度の見直し対象法人の主な論点(総務省、財務省及び国土交通省所管法人)(第2ユニット)

資料2-3 平成27年度の見直し対象法人の主な論点(文部科学省及び厚生労働省所管法人)(第3ユニット)

**独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について
(案)**

平成 27 年 4 月 9 日

平成 27 年 8 月〇日改正

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、評価部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

- 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定による中期目標の変更又は第 35 条の 4 第 3 項の規定による中長期目標の変更に関し、主務大臣に意見を述べること。ただし、主務大臣が委員会の議決を求めた場合は、この限りではない。
- 2 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）に基づく、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率についての主務大臣の通知に対し、意見を述べること。

新旧対照表

(新)	(旧)
独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について 平成 27 年 4 月 9 日 <u>平成 27 年 8 月〇日改正</u> 独立行政法人評価制度委員会決定 独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、評価部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。 <u>1</u> 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定による中期目標の変更又は第 35 条の 4 第 3 項の規定による中長期目標の変更に関し、主務大臣に意見を述べること。ただし、主務大臣が委員会の議決を求めた場合は、この限りではない。 <u>2 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成27年 3 月24日閣議決定）に基づく、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率についての主務大臣の通知に対し、意見を述べること。</u>	独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について 平成 27 年 4 月 9 日 独立行政法人評価制度委員会決定 独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、評価部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定による中期目標の変更又は第 35 条の 4 第 3 項の規定による中長期目標の変更に関し、主務大臣に意見を述べること。ただし、主務大臣が委員会の議決を求めた場合は、この限りではない。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日
閣 議 決 定
平成27年3月24日
一 部 改 正

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

（１）主務大臣は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、1月につき俸給月額 $10.875/100$ を基準とし、これに主務大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

（２）総務大臣は、上記（１）の業績勘案率について、総務省独立行政法人評価制度委員会の意見を聴いて、業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを策定する。主務大臣は、当該算定ルールに基づき業績勘案率を決定する。

主務大臣は、業績勘案率を決定した場合は、その算定根拠を明らかにした上で、総務省独立行政法人評価制度委員会に通知する。この場合、総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

（３）独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

（４）主務大臣は、所管の独立行政法人に対し、平成26年度中に退職し、業績勘案率が決定していない役員の退職金については、主務大臣による平成26事業年度に係る業務の実績等に関する評価結果を反映した業績勘案率に基づき支払うものとするよう要請する。

2 特殊法人及び認可法人

（１）役員の退職金の支給率に関して、1月につき俸給月額 $10.875/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員

会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。

- （2）各法人は、上記（1）による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- （3）各役員の退職金の支給額については、上記1（3）に準じて、公表する。

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて

平成 27 年 5 月 25 日

総務大臣決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づき、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の統一的な算定ルールを、以下のとおり決定する。

1. 基本的考え方

- (1) 役員の退職金に係る業績勘案率は、法人の業務実績評価に応じ、0.0 から 2.0 の範囲内において、主務大臣が決定する。
- (2) 業績勘案率は、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の確定後に決定する。
- (3) 法人の長及び法人の長に準ずる職務を担う役員（以下「法人の長等」という。）の業績勘案率は、中期目標期間（中長期目標期間を含む。以下同じ。）（注1）の評定を用いて算定する。ただし、中期目標期間の途中における退任等、中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する年度評価の評定を用いて算定する。
- (4) 理事の業績勘案率は、在職期間の全期間に対応する年度評価における①当該理事の職務に係る担当業務、②業務運営の効率化に関する事項、③財務内容の改善に関する事項及び④その他主務省令で定める業務運営に関する事項についての評定を用いて算定する。
- (5) 上記（3）及び（4）の「在職期間の全期間」のうち、在職期間が1年未満となる年度については、当該年度の評定を用い、当該年度の在職月数に応じ調整し算定する。この場合において、当該役員の就任前又は退任後に発生した事象が当該年度の評定に大きな影響を与えており、当該年度の評定を用いることが明らかに不合理である場合は、業績勘案率の算定のため評定を調整することができる。この場合、調整した評価項目、調整状況及び調整理由を明らかにしなければならない。
- (6) 在職期間のうち、年度途中に担当業務の変更等があった年度については、上記（5）を準用する。
- (7) 監事の業績勘案率は1.0を基本とする。ただし、次号に該当する場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができるほか、法人及び役職員の不適切な業務執行や不祥事等に対し、適切な事後処置等を履行しなかつ

った場合など監事の任務懈怠の場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

- (8) 役員の法人に対する特段の貢献が認められる場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (9) 業績の著しい悪化や、法人の解散等の結果を招いた場合などは、役員の退職金の支給の可否そのものについて判断する。支給を可とする場合においても、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (10) ①組織的な法令・内部規程違反、②組織体質に起因する法人全体の内部統制の欠如、③役職員の業務の不適切処理、④役職員の不祥事などにより、法人の信用失墜等が生じた場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

(注1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第2項に定める期間を含む。

2. 算定の方法

- (1) 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員の退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。

＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞

【法人の長等】

中期目標期間の全ての個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

また、中期目標期間の途中における退任等により中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

【理事】

在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目のうち、上記1.（4）に示された事項の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値に対応する全評価項目数で除して求めた数値業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

＜在職期間が１年未満となる年度がある場合等＞

法人の長等及び理事については、①各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し合計した数値を、対応する評価項目数で除して求めた数値に、各年度の在職月数（１か月未満の期間は切り捨て）を１２で除した数値を乗じて得た数値を求め、②在職期間の全期間の月数（１か月未満の期間は切り捨て）を１２で除した数値で、①で求めた当該年度ごとに得た数値の合計を除した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

また、理事について、年度途中で上記１．（４）①の担当業務の変更等があった場合は、当該年度について担当業務の変更前後の在職月数に応じて計算することとし、在職期間が１年未満となる年度についての計算方法を準用して算定した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

【評定換算表】

個別評価項目の評定	評定に対応する点数
S	2. 0
A	1. 5
B	1. 0
C	0. 5
D	0. 0

【監事】

上記１．（７）のとおり、監事の業績勘案率は１．０を基本とし、法人に対する特段の貢献又は任務懈怠の場合は、その程度に応じて加算又は減算した数値を業績勘案率とする。

（２）（１）にかかわらず、平成 25 年度以前の年度に係る業績勘案率については、別紙により算定する。

（３）在職期間が平成 25 年度以前及び 26 年度以降の双方の期間にまたがる場合、（１）及び（２）によりそれぞれ算定した業績勘案率を、各期間に対応する年数で加重平均して算定する（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

ただし、法人の長等については、(1)により算定を行った中期目標期間を除く期間について別紙により算定を行い、それぞれにより算定した業績勘案率を、各期間に対応する中期目標期間の年数で加重平均して算定する(端数が出る場合は、小数点第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値する。)

3. 通知手続その他

- (1) 閣議決定1(2)に基づき主務大臣が独立行政法人評価制度委員会に通知するに当たっては、本決定において、「その程度に応じて」、「当該事情を考慮」など、主務大臣において判断を行った事項について、当該業績勘案率の決定に至った理由等を明記し、算定根拠を明らかにした上で通知するものとする。
- (2) 独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣から通知を受けた上記(1)の業績勘案率について、①本決定に沿った算定がなされていない、②算定の根拠となる年度評価の評定が著しく適正を欠いている、③考慮すべき事実が反映されていない、又は④考慮すべき事実の反映の程度が不十分である場合に意見を述べるものとする。
- (3) 役員の退職時期によっては退職手当の額が確定するまでに長期を要する場合があることから、法人の役員退職手当規程等において、暫定業績勘案率を1.0等とした規定を設け、退職金の概算払いをすることができる。この場合、本決定に基づき業績勘案率を確定した後、速やかに精算を行う。
- (4) (1)の通知の様式その他本決定の実施に必要な細目は、総務省行政管理局から通知する。

(別紙)

平成 25 年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率は、各府省独立行政法人評価委員会が定めた「業績勘案率の考え方」等に基づき算定されていることから、年度評価の各評価項目を点数化して計算する手法によるのではなく、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)及び「今後の業績勘案率の取組について」(平成 21 年 3 月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)に示された考え方を踏まえ、以下により算定する。

なお、本文 1. のうち、(3) 及び (4) は適用しない。

- (1) 業績勘案率は、役員の在職期間の全期間に対応する年度評価の評定結果にかかわらず、1.0 とする。
- (2) 在職期間中にわたり法人の業績が極めて好調な場合は(注1)、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (3) 在職期間の全期間に対応する年度評価において、①法人の主要業務(注2)についてC評定がある場合、又は、②D評定の評価項目がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (4) 役員個人の業績に特段の加算要因(注3)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (5) 役員個人の職務と責任に関し、減算要因(注4)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (6) 上記(5)の場合、減算するべきではない特段の事情(注5)がある場合は、当該事情を考慮することができる。

(注1) 中期目標の想定を超える目覚ましい実績があり、国民の理解可能性が十分ある場合や、全評定項目に占めるS(最上級)の評定が2割を超える場合など

(注2) 原則として、法人の予算額に占める割合が10%以上または当該業務に従事する常勤職員数が全常勤職員の10%以上となる業務

(注3) 斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が賞賛を惜しまない業績が、当該役員個人のイニシアティブによって実現した場合など

(注4) 業務の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用失墜の場合など

(注5) 通常の原因分析と再発防止では足りず、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で一時的な報酬の自主返納ではなく、法人として報酬を減額した場合など

平成 27 年度の組織・業務全般の見直し対象法人の主な論点 (※)
(農林水産省、経済産業省及び環境省所管法人)
(第 1 ユニット)

※ 今後、主務大臣から提出される「法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」及び「中（長）期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果」を踏まえ、これらの論点のほか、事務・事業の改廃に関する論点や、国内外支所等の合理化に関する論点などが追加されることもあり得ます。

(農林水産省所管法人)

【農業食品産業技術総合研究機構（研）、種苗管理センター（中）、農業生物資源研究所（研）

及び農業環境技術研究所（研）】（統合法人）

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

[統合に向けた論点]

○１）統合４法人の研究成果の最大化に資する観点から、①研究部門の再編、②研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、③研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築、④管理部門の合理化、⑤研究補助職員・現業部門職員の共用化などを検討すべきではないか。…21P

○２）「攻めの農林水産業」や「６次産業化等の推進」の実現に資する具体的成果を見据えた研究を推進すべきではないか。…22P

○３）「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、①具体的な達成水準や達成時期を明確にし、②できる限り国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえた目標を定めるべきではないか。その際、研究ロードマップの活用を図るべきではないか。…22P

４）統合に当たり、４法人一体として研究評価体制を整備・充実し、研究資源の適時・適切な配分を通じた研究開発の重点化を図るべきではないか。

[個別法人に関する論点]（農業・食品産業技術総合研究機構）

５）競争的資金（イノベーション創出基礎的研究推進事業）の配分業務が農林水産省に一元化されたことにより、提案課題の審査等を担うプログラム・オフィサーの更なる削減が可能になるのではないか。

○6) 民間研究促進業務に係る繰越欠損金の解消には委託先企業等の売上納付額（民間委託研究事業収入等）が充てられているが、現在の売上納付額では解消の見込みが立たないことから、委託先企業等の売上高増加に資する助言・指導を強化すべきではないか（繰越欠損金△2,455 百万円）…23P

○7) 特例業務に係る繰越欠損金は、出資継続会社が全て清算した場合、売上納付等による繰越欠損金の解消が不可能となるため、解消に向けた抜本的な措置が必要ではないか。（繰越欠損金△27,286 百万円）…23P

8) 民間研究促進業務は、平成 23 年度から新規募集・採択を中止しており、事業規模の縮小による人件費等の削減により、さらなる政府出資金の圧縮が可能ではないか（政府出資金 61 億円、地方公共団体等出資金 40 億円）。

[個別法人に関する論点]（農業生物資源研究所）

○9) 生物研がメインバンクとなっている農業生物資源ジーンバンクの遺伝資源収集は、「攻めの農林水産業」や「6 次産業化等の推進」の実現も踏まえた観点から実施すべきではないか。…22P

[個別法人に関する論点]（農研機構・種苗管理センター）

10) 統合にあたり、両法人の拠点の統廃合を検討すべきではないか。

[個別法人に関する論点]（種苗管理センター）

○11) 本法人が実施する栽培試験、種苗検査、原原種の生産業務については、中期目標において、①民間での実施の可否及び本法人が担う理由の明確化、②国の政策目的達成のため具体的・定量的かつできる限りアウトカムに着目した目標の設定、を行うべきではないか。…21P

【水産大学校（中）及び水産総合研究センター（研）】（統合法人）

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

〔統合に向けた論点〕

- 1) 統合により、水産に関する基礎から応用・実証まで一貫した研究の推進が期待されるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究開発成果の最大化に資する観点から、①研究課題等に適応した研究部門の再編、機動的な研究ユニットの再編、柔軟な研究員等の配置、② I C Tを活用した日常的な研究情報の交換等、③管理部門の合理化、④保有資産の有効利用、⑤効果的な広報などについて検討すべきではないか。…21P
- 2) 研究開発成果の最大化という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、具体的な達成水準や達成時期を明確にし、できる限り国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえた目標を定めるべきではないか。その際、研究ロードマップの活用を図るべきではないか。…22P
- 3) 我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめられた、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 26 年 6 月 24 日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部）」に示された「6次産業化の推進」や「水産日本の復活」といった具体的成果を見据えた研究を推進すべきではないか。

〔個別法人に関する論点〕（水産大学校）

- 4) 「攻めの農林水産業」の実現に向けた政策である「6次産業化の推進」や「水産日本の復活」に資する人材育成を推進する観点から、水産業の現場への貢献を意識した講座等の再編など教育内容の充実を進めるべきではないか。また、学生に最先端の研究開発の現場を体験させるなど、教育の高度化に資する取組を検討すべきではないか。

〔個別法人に関する論点〕（水産総合研究センター）

- 5) 水産総合研究センターの研究拠点（海区水産研究所、さけます事業所等）の必要性について検討すべきではないか。

【家畜改良センター（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 本法人が実施する家畜改良業務については、中期目標において、①民間での実施の可否及び本法人が担う理由の明確化により業務の重点化を図るとともに、②本法人で実施するとした業務については、国の政策目的達成のため具体的・定量的かつできる限りアウトカムに着目した目標を設定し実施すべきではないか。
- 2) 牛個体識別台帳の個体識別情報について、情報セキュリティ対策を強化するとともに、職員等の情報リテラシーの徹底を図るべきではないか。…24P
- 3) 食肉評価手法の官能評価は、輸出先となる欧米人の食味の嗜好についても指標を策定するなど、輸出拡大の観点を踏まえ実施すべきではないか。
- 4) 家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵等の配布価格は、生産コストを反映したものとすべきではないか。
- 5) 全国に10 牧場・1 支場の拠点を有しているが、監査リソースが十分ではないため、各拠点に対するガバナンス機能が脆弱になっているのではないか。
- 6) 全国的に頭数・農家戸数ともに少ない山羊・めん羊について、本法人で改良事業を実施する理由を明確化する必要があるのではないか。都道府県や民間での実施について検討すべきではないか。

【国際農林水産業研究センター（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1）本法人は、主に熱帯及び亜熱帯に関する地域その他開発途上国における農林水産業の技術向上のための試験研究を通じて「世界の食料問題の解決と農林水産物の安定供給」に貢献することをミッションとしているが、同時に我が国の「食料安全保障」に寄与する観点も重要である。我が国の食料安全保障に対する寄与に関する具体的かつ明確なアウトカムを踏まえた目標を設定すべきではないか。…22P
- 2）「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（H25 年 12 月 24 日 閣議決定）」前までは、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所と統合することとされていたことを踏まえ、統合に向け準備を進めていた事項を今後の効率的な業務運営に活かすことが必要ではないか。
- 3）本法人は研究のフィールドの大半が海外であり、①海外における研究費の適正な管理、②円滑な研究と研究成果の適時・適切な報告等に資するインフラ整備、③伝染病等に対する対策などについて、他研究開発独立行政法人とは異なるリスク要因が存在することから、当該要因を把握し適切な内部統制を整備すべきではないか。

【森林総合研究所（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

○ 1）研究成果の最大化…22P

研究開発については、査読論文数や I F 値などのアウトプット目標に加え、林業現場への成果の普及、水源林造成事業や森林保険事業など自ら担う事業への貢献など、できる限りアウトカムと関連させた目標を設定すべきではないか。

2）内部統制

研究開発業務、公共事業及び保険事業それぞれのガバナンスは自ずと異なること、また、全国に出先を有する法人として、内部統制の強化が必要ではないか。

○ 3）水源林造成事業…25P

事業の財源のうち要償還額（出資金、借入金）の中長期的な返済計画や、将来に渡る事業の財源構造を明らかにした上で、当該事業の評価を行うべきではないか。

4）森林保険事業

平成 27 年 4 月に特別会計から独立行政法人に移管されたことから、保険金支払事務の迅速化や情報の公開など、被保険者及び国民に対するサービスの向上を図るべきではないか。また、低迷する加入率増加に対する取組を強化する必要があるのではないか。

(経済産業省所管法人)

【経済産業研究所（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 経済産業政策に関する研究のハブ機能を有する法人として、研究成果の最大化を図る観点から、以下の取組を実施し、本法人の限られた研究リソースの適時・適切な配分を通じた研究業務の重点化を図るべきではないか。
 - ① 9つの研究領域における「目指す政策目標」、「成果等のアウトカム」や「達成時期」を明確に定めた研究ロードマップの作成
 - ② 研究ロードマップを活用し、必要に応じ研究の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制の構築
- 2) 運営費交付金残高の発生要因が未執行のプロジェクトの存在によるなど法人の研究プロジェクト管理に問題がある場合、各年度の運営費交付金予算額を適正な水準に下げることが必要ではないか。

【工業所有権情報研修館（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

○ 1) 世界最速・最高品質の審査の実現…26P

人材育成業務（特許庁職員向け研修、民間事業者向け研修）の実施にあたり、日本再興戦略に掲げられた特許の「世界最速・最高品質の審査の実現」に資する観点から、①特許審査の迅速化に真に必要な研修への重点化、②業務の達成水準を測る具体的かつ定量的な目標の設定、を実施すべきではないか。

2) 利便性向上

平成 28 年度に特許庁から「知財総合支援窓口」が移管されるに当たっては中小企業基盤整備機構が開設している「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化し、相談者である中小企業者の利便性向上を行うべきではないか。

3) 情報システムの強化

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の運用、開発及びセキュリティ対策を担いうる体制の整備が必要ではないか。

(環境省所管法人)

【国立環境研究所（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

1) 持続可能な循環共生型社会に向けた研究

次期中期目標において「環境・経済・社会」の更なる統合的向上を目指し、「持続可能な循環共生型社会」の実現に向けた、政策貢献型の研究分野に加え組織横断的な課題解決型プログラムを導入するにあたっては、中長期目標に①環境研として目指すべき研究開発の方向性を明示、②研究ロードマップによる具体的な目標達成水準や達成時期の明確化、③できる限り国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえた目標の設定、をすべきではないか。また、組織横断的な研究プログラムの実施にあたり、報告体制の整備や責任者の明確化など研究管理体制を整備する必要があるのではないか。

2) 内部統制システムの運用強化に向けた取組

全職員に内部統制研修を受講させる等、業務方法書に記載された内部統制の推進に関する取組を強化すべきではないか。

3) 温室効果ガスの全球観測業務

本業務は、平成 26 年 1 月に設計寿命を迎えた G O S A T（衛星いぶき）の全球晴天域における観測データを利用している。後継衛星の整備にあたっては、観測データの継続性を図る観点から、後継機とのデータ互換性も含め、衛星を所管する宇宙航空研究開発機構（J A X A）など関係機関と十分連携すべきではないか。

統合4法人(農業関係※1)、統合2法人(水産関係※2)

※1 (研) 農業・食品産業技術総合研究機構、(研) 農業生物資源研究所、(研) 農業環境研技術研究所、(中) 種苗管理センター

※2 (研) 水産総合研究センター、(中) 水産大学校

論点

- 研究成果の最大化に資する観点から、①研究部門の再編、②研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、③研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築、④管理部門の合理化、⑤保有資産の有効利用、⑥研究補助職員・現業部門職員の共用化（農業関係）、などを検討すべきではないか。

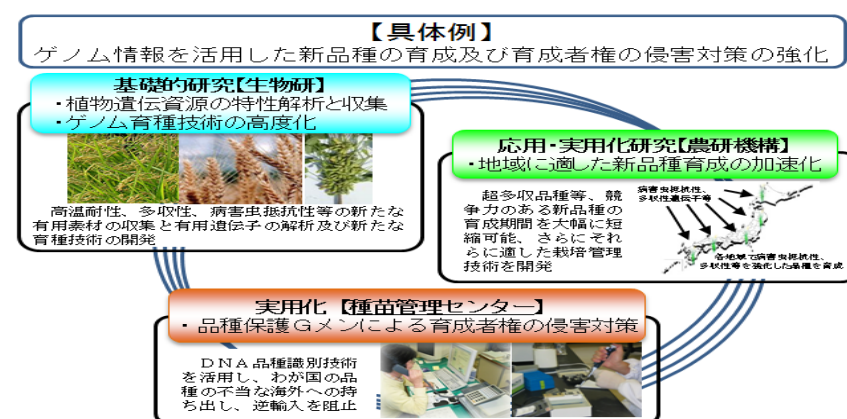
問題意識

- 統合により、基礎（生物研・環境研）から応用・実用化（農研機構・種苗）に至る研究領域をカバー。（農業）
- 水産に関する基礎から応用・実証まで一貫した研究の推進を期待。（水産）
- 統合効果を最大限発揮する研究目標の策定、当該目標の達成に最も効率的な組織再編等を図る必要。

【研究部門・領域の状況】※統合4法人の例（農業関係）

組織・人員	農研機構	生物資源	環境技術	種苗	計
研究部門	14	6	8	1	29
研究領域	81	35	10	0	126
研究職（常勤）	1,443	219	107	0	1,769
研究職（非常勤）	219	101	74	0	394
研究職（任期付）	67	14	13	0	94
技術専門職（常勤）	494	28	11	32	565
技術専門職（非常勤）	62	6	1	84	153

【統合効果の例（農業系の研究）】



研究開発法人等(農水省所管法人)

論点

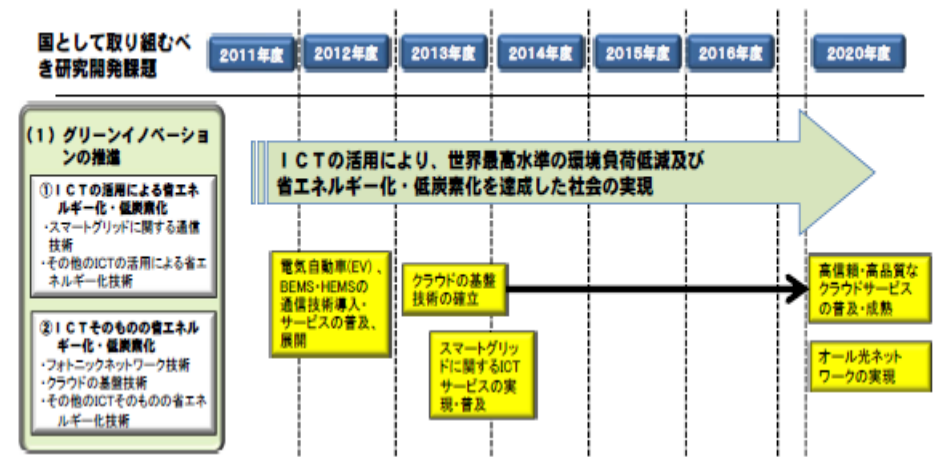
- 「攻めの農林水産業」や「6次産業化等の推進」などの政策実現に資する具体的成果（アウトカム）を見据えた研究を推進すべきではないか。その際、研究ロードマップの活用を図るべきではないか。

問題意識

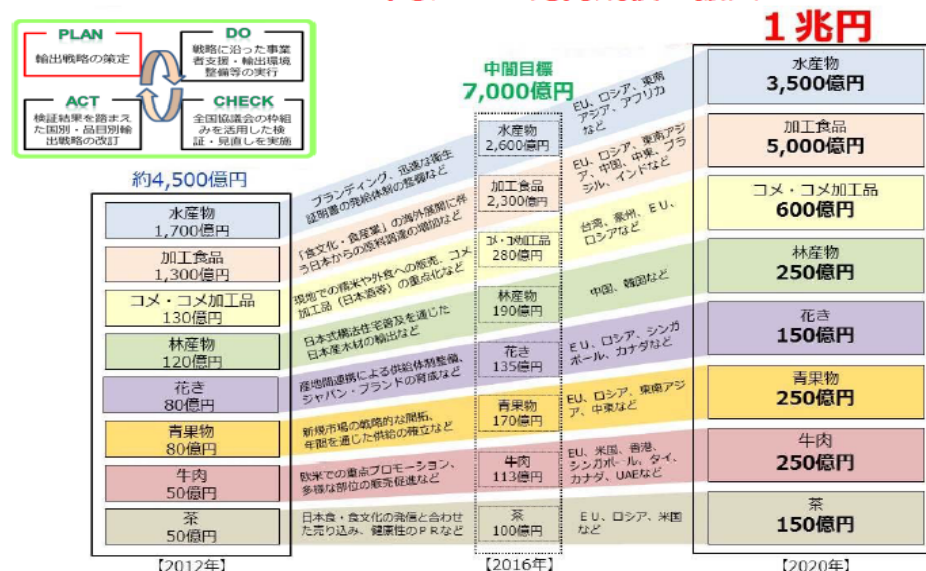
- ICT等の活用、輸出促進、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓など、農林水産業の産業としての競争力の強化に資する研究を進めるべき。
- その際、「目指す政策目標」、「成果等のアウトカム」や「達成時期」を明確に定めた研究ロードマップを作成し、研究マネジメントを強化。

【研究ロードマップ（総務省の例）】

2020年度までの全体ロードマップ



農林水産物・食品の輸出額を 2020年までに1兆円規模へ拡大



(研) 農業・食品産業技術総合研究機構

論点

- ・ 民間研究促進業務に係る繰越欠損金の解消に向け、委託先企業等の売上高増加に資する助言・指導を強化すべきではないか。
- ・ 特例業務に係る繰越欠損金は、出資継続会社が全て清算した場合、売上納付等による繰越欠損金の解消が不可能となるため、抜本的な措置が必要ではないか。

問題意識

- ・ 売上納付計画額に比し納付実績額が低調（26年度：計画額 224.9 百万円、実績額 169.9 百万円）（民間研究）。
- ・ 株式の売却等により出資継続会社は処分済み。繰越欠損金解消の見込みなし（繰越欠損金：27,286 百万円）（特例業務）。

【財務データの推移（民間研究促進業務勘定）】（単位：億円、円）

年度	22年度	23年度	24年度	25年度
繰越欠損金	△23.5	△26.3	△25.8	△24.5
当期総利益	△4.7	△2.8	0.5	1.3
委託研究事業収入	249,602	2,738,619	7,072,145	1,228,164
委託費返還金収入	-	-	166,216,517	113,736,107

【財務データの推移（特例業務勘定）】（単位：億円、円）

年度	22年度	23年度	24年度	25年度
政府出資金	281	280	278	275
繰越欠損金	△273	△273	△273	△273
当期総利益	10,101,625	9,801,101	7,669,878	1,533,577
出融資事業収入	1,228,354	1,027,787	235,653	108,568

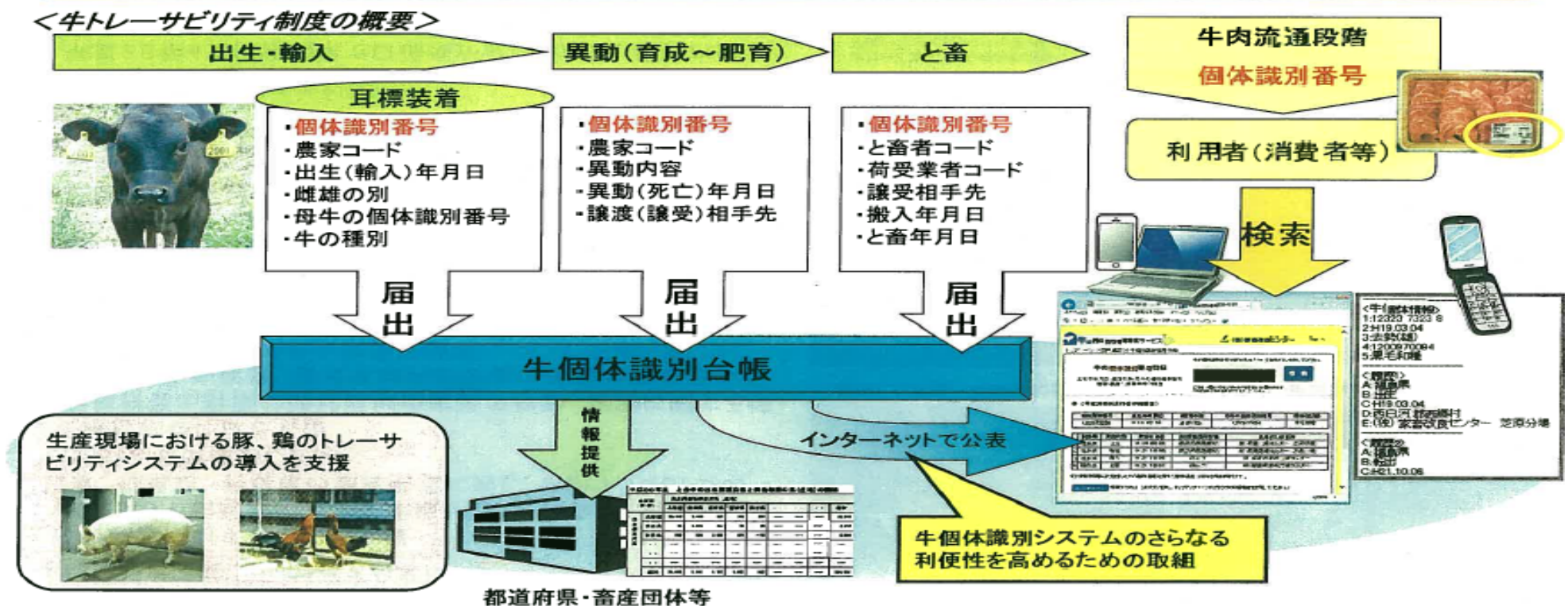
(中) 家畜改良センター

論点

- 牛個体識別台帳の個体識別情報について、情報セキュリティ対策を強化するとともに、職員等の情報リテラシーの徹底を図るべきではないか。

問題意識

- 家畜の伝染病発生時の迅速な対応上重要な情報であり、生産者氏名など個人情報が登録。
- 家畜改良や畜産経営の現場、畜産施策の遂行（行政）の場においても台帳の情報が利用されている。



(研) 森林総合研究所

論点

- 水源林造成事業に係る財源のうち、要償還額（出資金、借入金）の中長期的な返済計画や、将来に渡る事業の財源構造を明らかにした上で事業の評価を行うべきではないか。

問題意識

- 法人として中長期的な償還スケジュールの公表を行っておらず、償還状況を踏まえた評価を行っていない状況。
- 補助金、出資金、借入金によって事業費が賄われている現状に鑑み、将来に渡る財源措置予定額について、根拠となる数値等（丸太価格や金利等）の見直しに伴う将来予測を踏まえた情報開示をすべき。

平成25年度評価シート（評価単位用）【抜粋】

評定理由

業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金及び第2回緑資源債券を確実に償還できたこと、また、木材価格等に関する資料を参考に将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を改めて行い、影響がないことを確認していることから「a」と評定した。

【評価シートに掲載されているデータ】

平成25年度長期借入金償還実績(単位:百万円)				【平成25年度債券償還実績】		
勘定	元金	支払利息	計	元金	支払利息	計
水源林勘定	12,788	3,021	15,809	2,000	343	2,343
特定地域整備等勘定	12,180	1,632	13,812	3,000	301	3,301
特定地域等整備経理	8,393	850	9,242	2,000	212	2,212
林道経理	3,787	783	4,570	1,000	89	1,089
計	24,967	4,654	29,621	5,000	644	5,644

要償還額（出資金、借入金）に関する情報をさらに公表した上で事業の評価がなされるべきではないか。

例えば、下記の情報の公開をすべきではないか。

- ・ 債務残高の推移
- ・ 債務返済計画と実績の対比
- ・ 将来に渡る財源措置予定
- ・ 根拠となる数値等（丸太価格や金利等）

(中) 工業所有権情報・研修館

論点

人材育成業務（特許庁職員向け研修、民間事業者向け研修）の実施にあたり、日本再興戦略に掲げられた特許の「世界最速・最高品質の審査の実現」に資する観点から、①特許審査の迅速化に真に必要な研修への重点化、②業務の達成水準を測る具体的かつ定量的な目標の設定、を実施すべきではないか。

問題意識

- ・ 特許庁の審査官 1 人あたりの審査処理件数は増加（2004 年：203 件→2011 年：233 件）。
- ・ 登録調査機関、弁理士、企業知財担当者に対する研修がどの程度「審査の迅速化」に寄与しているか不明。
- ・ 中期目標に「研修の修了率向上」、「研修者数の増加」、「受講者の技能達成状況」などのアウトプット目標を設定すべき。
- ・ 「特許審査の迅速化に真に必要な研修」と言える研修計画になっているか疑問（下表の下線部）

（中期計画 抜粋）

研修を通じ、研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で 80%以上の者から確保するとともに、100%を目指すこととする。

（平成 27 年度研修計画）

【特許庁職員に対する研修】

1. 審査系職員研修、2. 審判系職員研修、3. 事務系職員研修、4. 管理者研修、5. メンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修、6. 国際化への対応能力の向上のための研修、7. 情報化への対応能力の強化のための研修、8. 法的専門能力の向上のための研修、9. 行政ニーズ変化への感応度の向上のための研修、10. その他

平成 27 年度の組織・業務全般の見直し対象法人の主な論点 (※)
(総務省、財務省及び国土交通省所管法人)
(第 2 ユニット)

※ 今後、主務大臣から提出される「法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」及び「中（長）期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果」を踏まえ、これらの論点のほか、事務・事業の改廃に関する論点や、国内外支所等の合理化に関する論点などが追加されることもあり得ます。

(総務省所管法人)

【情報通信研究機構（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 情報通信研究機構の行う研究開発業務については、国として行うべき基礎的な研究や標準化等に関する研究を行っているが、研究成果を発展させ、国民に役立つ研究であることを見えるように、研究成果の出口を明確にし、企業等へ技術の普及に努めるべきである。次期中長期目標の評価軸に研究成果の普及の観点を盛り込んだ上で、その成果を適切に評価できる指標を設定すべきではないか。…38P
- 2) N I C Tが I C T分野のオープンイノベーションの拠点となるため、これまでの成果を検証した上で、産学官連携部門において、専門人材を強化する必要があるのではないかな。
- 3) 基盤技術研究促進勘定及び出資勘定の繰越欠損金については、新規採択は終了し、既存の管理のみであるが、出資先への助言・指導を引き続き 強化しつつ、事業規模の縮小による人件費等の削減等に取り組むべきではないかな。
- 4) 今期の海外事務所の業務の成果を検証した上で、次期中長期目標において、研究成果の最大化の観点を十分踏まえた目標を定めるべきではないかな。
- 5) 人材の交流に関し、必要に応じてクロスアポイントメント制度の導入を検討すべきではないかな。

(財務省所管法人)

【酒類総合研究所（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 酒類総合研究所は、国税庁では対応が困難な酒類に関する高度な分析・鑑定業務等、国税庁の行政事務の一部を担う法人であり、中期目標管理法人として整理された本法人が自ら担うべき研究を明確にすべきではないか。…39P
- 2) 東京事務所の移転に伴い、組織・業務の抜本的な見直しを行い、次期中期目標期間中の可能な限り早期に、組織の合理化及び業務の効率化を着実に実施するものとする。
- 3) 鑑評会や講習の実施については、民間による単独実施への移行に引き続き努めるとともに、共催で行う場合に赤字とならないよう応分の負担を求めるべきではないか。
- 4) 他法人との共同調達の実施を進め、経費の節減や事務の効率化を図るべきではないか。

(国土交通省所管法人)

【土木研究所（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 研究開発については、「グリーンイノベーションによる継続可能な社会の実現」など社会的関心の高い課題に重点的に研究費を配分するなど、これまでも重点化を進めてきたところであるが、①アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標の設定、②左記①の目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化、③研究内容を適切に評価できる評価軸の設定等を検討すべきではないか。
- 2) 国土交通省本省と一体となって研究等を行い、政策の規格・立案や事業の執行に反映させることを目的とする国土技術政策総合研究所と本研究所の役割分担は適切に行われているか。
- 3) 「研究開発成果の最大化」に向けて、次期中長期目標等において、適切な数値目標を設定すべきではないか。
- 4) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、業務の効率化を図るため、共同調達の実施を更に推進すべきではないか。
- 5) 一般管理費、業務経費の削減状況については、的確な実績の把握（予算での対前年度比較ではなく実績ベースでの比較）を行うとともに増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。
- 6) 本研究所内の人員数と研究業務費のバランスにばらつきがみられるところから、人員数が特に突出している寒地土木研究所の規模をより適切なものとする余地はないか。

【建築研究所（研）】

主な論点一覧 主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 研究開発については、「グリーンイノベーションによる継続可能な社会の実現」など社会的要請の高い課題に重点的に研究費を配分するなど、これまでも重点化を進めてきたところであるが、①アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標の設定、②左記①の目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化、③研究内容を適切に評価できる評価軸の設定等を検討すべきではないか。…40P
- 2) 国土交通省本省と一体となって研究等を行い、政策の規格・立案や事業の執行に反映させることを目的とする国土技術政策総合研究所と本研究所の役割分担は適切に行われているか。
- 3) 「研究開発成果の最大化」に向けて、次期中長期目標等において、適切な数値目標を設定すべきではないか。
- 4) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、業務の効率化を図るため、共同調達の実施を更に推進すべきではないか。
- 5) 一般管理費、業務経費の削減状況については、的確な実績の把握（予算での対前年度比較ではなく実績ベースでの比較）を行うとともに増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。
- 6) 人材の交流に関し、必要に応じてクロスアポイントメント制度の導入を検討すべきではないか。

【交通安全環境研究所（中）及び自動車検査法人（中）】（統合法人）

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

〔統合に向けた論点〕

- １） 統合により「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施し、新技術の導入や不具合発見等への迅速・確実な対応を実現」とされている。このため、統合法人として一体的にマネジメントできる体制を整備した上で、①現場レベルで緊密な連携・情報交換が行われるような仕組みを構築するとともに、②管理部門の合理化の方向性（どの時点までにどのような措置を講じるか）について、具体的な計画を策定し、次期中期目標等に明記すべきではないか。…41P
- ２） 自動車登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務について、事務及び人員が国から移管される（平成 28 年度から順次速やかに移管、平成 30 年度開始までに完了）ため、事務及び人員の移管スケジュールを直ちに検討するとともに、移管事務と既存業務（自動車審査業務、自動車検査業務及びリコール技術検証業務）の全体が、効果的・効率的に実施される仕組み及び体制を、第 4 期中期目標期間中の早期に検討すべきではないか。
- ３） 統合後も、交通安全環境研究所の研究部門は「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（H25.12.24 閣議決定）において「自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う必要がある…」等とされている。これを踏まえ、研究部門について①アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標の設定、②左記①の目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化、③研究内容を適切に評価できる評価軸の設定、④目標の達成に向けたマネジメント体制の構築、を検討すべきではないか。…41P
- ４） 自動車検査独法の本部事務所（四谷）の移転について、統合後の法人の管理部門の合理化や経費削減の観点を踏まえ、結論を出す時期を明確にした上で、引き続き検討を進めるべきではないか。

[法人固有の論点] (交通安全環境研究所)

- 5) 主要な研究施設・設備の稼働率の目標設定に係る考え方を明らかにした上で、引き続き稼働率の向上と受託収入の増加に努めるべきではないか。

[法人固有の論点] (自動車検査法人)

- 6) ①民間能力の活用の観点から指定整備工場の指定整備率を更に向上させるとしていること、②軽自動車の自動車検査業務は軽自動車検査協会が行っているところ、軽自動車の保有台数は年々増加していることから、今後、本法人の業務の縮小が考えられる。指定整備率の向上及び軽自動車の普及状況を踏まえ、本法人が果たすべき役割や今後の業務量を検討した上で、①業務の重点化、②検査コース数の削減や要員配置の見直しを行うとともに、③国において自動車検査登録事務所等の集約・統合化の検討を行う際には本法人の検査部・事務所の集約・統合化についても併せて検討を進めるべきではないか。

また、1)に掲げた統合の目的をより一層達成するためには、指定整備工場や軽自動車検査協会で把握した不具合情報等について、本法人に適時適切に情報提供されるような仕組みを構築し、指定整備工場及び軽自動車検査協会との一層の情報共有を進めるべきではないか。

【海上技術安全研究所（研）、港湾空港技術研究所（研）及び電子航法研究所（研）】（統合法人）

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

〔統合に向けた論点〕

- 1) 統合3法人における研究成果の最大化に資する観点から、①研究企画部門の統合及び機能強化、②理事長等の権限と責任による研究資源の柔軟な配分を可能とする統一的な仕組みの確立などを直ちに検討すべきではないか。
また、統合に伴う管理部門の合理化（組織面、経費面）については、時間軸を持った対応を担保するため、どの時点までにどのような措置を講じるかについての具体的な計画を策定し、次期中期目標等に明記する必要があるのではないかと。
- 2) 共同研究件数や受託研究件数など中期目標等に定める数値目標について、その設定方法を明確にするとともに、より適切な水準とすることを検討すべきではないか。
- 3) 一般管理費、業務経費の削減状況については、的確な実績の把握（予算での対前年度比較ではなく実績ベースでの比較）を行うとともに、増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。
- 4) 人材の交流に関し、必要に応じてクロスアポイントメント制度の導入を検討すべきではないか。

〔法人固有の論点〕（港湾空港技術研究所（研））

- 5) 国土交通省本省と一体として研究等を行い、政策の企画・立案や事業等の執行に反映させることを目的としている国土技術政策総合研究所と、本研究所の役割分担は適切に行われているか。

【航海訓練所（中）及び海技教育機構（中）】（統合法人）

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

〔統合に向けた論点〕

- 1) 国として、海技士資格の取得者をどれくらい育成すべきかを検証した上で、平成28年4月の統合を契機に、①座学・乗船実習の一貫教育、②施設・設備の一体的運用が可能となることから、これまでの船員教育の在り方を見直し、座学・乗船実習カリキュラムの重複排除、教育訓練の重点化・効率化等の措置について、具体的な目標を定めて取り組む必要があるのではないか。
- 2) 少子化傾向にある中、入学応募倍率は低下傾向にあり、今後、船員になりたいという強い意欲を有する若者をいかに掘り起こし、多くの入学希望者を確保していくかが課題であることから、統合を契機に、より戦略的・効率的な広報活動を実施していく必要があるのではないか。
- 3) 海技大学校において、毎年度企業等から一定量の研究を受託し、年間3千万円程度の収入を上げている。
統合後は、船員教育手法の研究等について、①練習船（航海訓練所が所有）を活用した実船による実験と②操船シミュレーター（海技教育機構が所有）を活用した演習とを一括して受注することができる唯一の機関となる。
自己収入拡大の観点から、この強みを活かし、受託研究の範囲を拡大して自己収入の増加につなげることにについて、具体的な目標を定めて取り組むべきではないか。
- 4) 統合に伴う管理部門の合理化（組織面、経費面）については、時間軸を持った対応を担保するため、どの時点までにどのような措置を講じるかについての具体的な計画を策定し、次期中期目標等に明記する必要があるのではないか。

〔法人固有の論点〕（海技教育機構（中）、航海訓練所（中））

- 5) 教育機関・海運業界・行政機関等との人事交流は活発に行われているが、これまでの成果を検証の上、次期中期目標期間においても、幅広い分野との人事交流について、引き続き積極的に取り組むべきではないか。

- 6) 一般管理費、業務経費の削減状況については、的確な実績の把握（予算での対前年度比較ではなく実績ベースでの比較）を行うとともに、増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。

〔法人固有の論点〕（海技教育機構（中））

- 7) 海技大学校において行われている船舶運航実務課程講習（現行 72 コース）の内容をみると、受講者数が少ないものや船社からの要請により実施するものがあり、また、受講料が据え置かれているものがあるので、講習の廃止や受講料の値上げの必要性について検討すべきではないか。
- 8) 自己収入拡大の観点から、無料とされている海上技術学校等の入学検定料及び入学料などの在り方について検討する必要があるのではないか。

〔法人固有の論点〕（航海訓練所（中））

- 9) 自己収入については、平成 30 年度までの目標を設定し、乗船実習の訓練負担金の拡大を図っているところである。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（H25. 12. 24 閣議決定）を踏まえ、平成 31 年度以降の自己収入の更なる拡大に向け、目標値の在り方を含め検討すべきではないか。

【航空大学校（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

- 1) 本法人においては、平成21年から23年の間、3年連続で航空事故が発生しているが、特に23年7月28日に発生した航空事故では学生を含む3名が死亡しており、25年12月20日の運輸安全委員会の勧告において、「安全管理体制が適正に機能せず、同校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる」との指摘を受けている。
- 当該指摘を受け、本法人においては、様々な安全対策を実施しているが、その安全対策は適切なものとなっているのか、運輸安全委員会から指摘を受けた組織的な問題は改善されているのか、カリキュラムに問題はないか等について十分検証した上で、安全管理体制を強化し、必要に応じ、カリキュラムを適切に見直すべきではないか。…42P
- 2) 航空会社への就職率など、パイロット養成にかかる成果の目標を定めるべきではないか。
- 3) 受益者負担の在り方については、交通政策審議会航空分科会基本政策部会及び技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会において、平成27年度以降、当面の負担水準を維持しつつ、平成33年度以降の航空大学校の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討する、との検討結果となっている。
- しかしながら、次期中期目標期間においても受益者負担の在り方について適宜検証を行い、その結果、必要があれば見直しを検討すべきではないか。
- 4) 自己収入の拡大のため、技術協定を結んでいる私立大学等から、その支援に係る業務につき費用負担を求めるよう検討すべきではないか。

(研) 情報通信研究機構

論点

- 研究成果の出口を明確にし、企業等へ技術の普及に努めるべき。
- 次期中長期目標の評価軸に研究成果の普及の観点を盛り込んだ上で、その成果を適切に評価できる指標を設定すべきではないか。

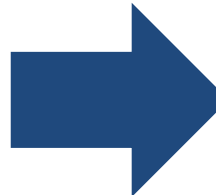
問題意識

- 民間のイノベーションに資する研究成果の普及が求められている。
- これまでも、特許保有件数のうち技術移転契約件数の割合を高めるといった目標があったが、目標策定指針を踏まえ、よりアウトカムの観点を踏まえた中長期目標・計画を策定する必要がある。

第3期中期目標期間の 評価指標

- 論文数1千報以上
- 報道発表5年で200回以上
- 250件以上の共同研究
- 250人以上の研修生受入れ

これらの評価指標では、情報通信研究機構の研究成果の最大化(研究開発活動の国や社会に対する効果＝アウトカム)の観点が踏まえられていない



次期中期目標期間の 評価軸と指標

- 目標の達成時期
情報通信審議会の重点研究開発課題の工程表に則した研究ができたか
- アウトカムと関連させた目標
どのような技術を橋渡しできたか。その結果、社会・経済的な価値がどれくらい生み出されたのか

(中) 酒類総合研究所

論点

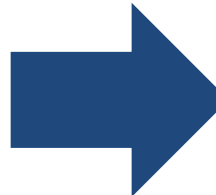
- 中期目標管理法人とされた本研究所が行うべき研究とは何か。
- 国税庁の業務に資する研究(適正課税、適正表示)を行っているが、国の研究所として、本法人でなければ取り組むことができない研究課題とは何か。

問題意識

- 本研究所の本来業務は、酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)や酒類の品質に関する評価を行うこと。
- 一方、公平性や輸出振興の観点から国でしか実施できない分野として、安全性に関する調査・研究のニーズが高い。

今中期目標の主な研究成果

- 適正課税、適正表示に資する研究
- 麹菌のゲノム解析
- 酒類の輸出促進に資する研究



次期に重点化すべき課題

- 高度な分析及び鑑定に資する適正課税、適正表示のための調査・研究
- 酒類業の健全な発展に資する安全性等に関する調査・研究

酒類総研が取り組むべき研究方向を明確にした上で、これらを適切に評価できる指標等を設定すべき

(研) 建築研究所

論点

- 研究開発については、「グリーンイノベーションによる継続可能な社会の実現」など社会的要請の高い課題に重点的に研究費を配分するなど、これまでも重点化を進めてきたところであるが、①アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標の設定、②左記①の目標の達成に向け、更なる研究内容の見直し・重点化、③研究内容を適切に評価できる評価軸の設定等を検討すべきではないか。

問題意識

- 主に国が実施する関連行政施策の立案や技術基準等に反映させる研究が中心であることから、社会・経済的な価値の創出(アウトカム)を意識した観点の評価指標が必要。

第3期中期目標期間の状況

- 査読付論文数 60報以上
- 共同研究実施数 40件以上
- 研究者受入人数 35名以上

これらの評価指標では、建築研究所の研究成果の最大化(研究開発活動の国や社会に対する効果＝アウトカム)の観点が踏まえていない。

次期中長期目標期間

- アウトカムと関連させた目標
研究が技術基準等に反映され、その結果、社会・経済的な価値がどれくらい生み出されたのか。

(中) 交通安全環境研究所 及び (中) 自動車検査独立行政法人

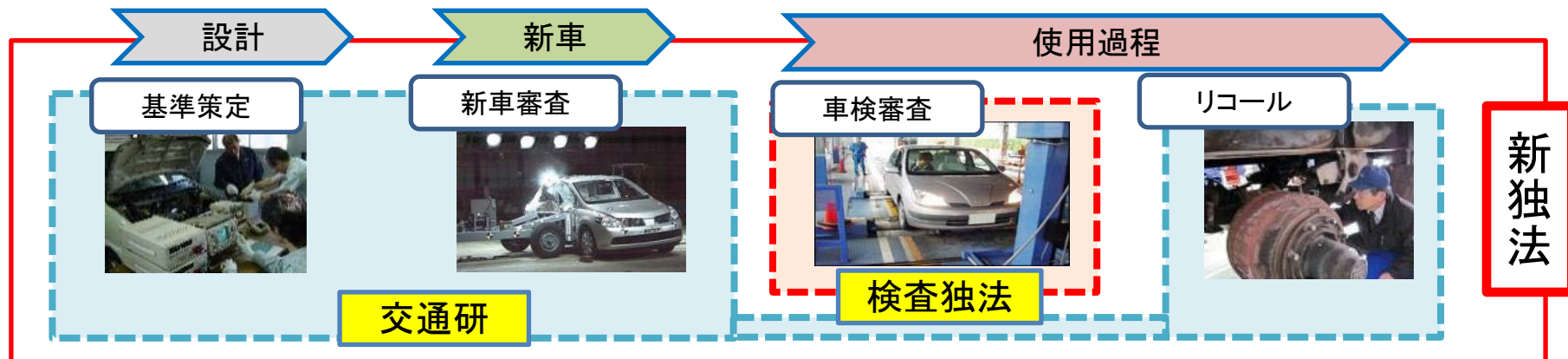
論点

- 統合目的を達成するため、一体的なマネジメント体制を整備した上で、①現場レベルでの緊密な連携・情報交換の仕組みを構築するとともに、②管理部門の合理化の方向性について次期中期目標等に明記すべきではないか。
- 統合後の交通研の研究部門の役割を踏まえ、①アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標の設定、②更なる研究内容の見直し・重点化、③適切な評価軸の設定、④マネジメント体制の構築、について検討すべきではないか。

問題意識

- 統合の目的は、「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施し、新技術の導入や不具合発見等への迅速かつ確実な対応を実現するため」とされる。
- 統合後も、交通研の研究部門は「自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う」とされる。

●2法人の統合について(国土交通省公表資料から抜粋)



(中) 航空大学校

論点

- 安全管理体制を強化し、必要に応じ、カリキュラムを適切に見直すべきではないか。

問題意識

- 3年連続で航空事故が発生し、うち1件は学生を含む3名が死亡。
- 運輸安全委員会の勧告等を受け、様々な安全対策を実施しているが、その対策は適切なものとなっているか、指摘を受けた問題は改善されているか、カリキュラムに問題はないか等について十分な検証が必要。

期 間		H12	第1期(H13-H17)	第2期(H18-H22)	第3期(H23-H27)
学生定員		72	72	72	72
修業期間	全体	2年4か月	2年	2年	2年
	宮崎学科(座学)	8か月	6か月	4か月	5か月
	帯広フライト	4か月	6か月	6か月	6か月
	宮崎フライト	8か月	6か月	6か月	6か月
	仙台フライト	8か月	6か月	8か月	7か月
学科時間		1,965	1,320	1,040	1,039
飛行時間訓練	帯広	55	77	76.5	71.5
	宮崎	105	78	78.5	73.5
	仙台	75	65	70	57
訓練時間装置	帯広	0	0	0	5
	宮崎	20	20	20	17
	仙台	0	25	25	36

見直しの経緯(背景)

H12→第1期
行政改革による
教育期間や予算の見直し

第1期→第2期
仙台フライト過程教育の充実
による学生のレベルの回復

第2期→第3期
1. 事故防止に向けた取組の強化
2. 予算縮減

帯広【ビーチクラフト式 A36型(ポナンザ)】



宮崎【ビーチクラフト式 A36型(ポナンザ)】



仙台【ビーチクラフト式 G58(パロン)】



平成 27 年度の組織・業務全般の見直し対象法人の主な論点 (※)
(文部科学省及び厚生労働省所管法人)
(第 3 ユニット)

※ 今後、主務大臣から提出される「法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」及び「中（長）期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果」を踏まえ、これらの論点のほか、事務・事業の改廃に関する論点や、国内外支所等の合理化に関する論点などが追加されることもあり得ます。

【国立特別支援教育総合研究所（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【研究事業】

- 1) 本法人が実施する特別支援教育に関する研究について、国の特別支援教育に関する政策・施策の方向性（インクルーシブ教育（※）への対応等）の達成のために、法人として、何を研究し、いつまでにどのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべきではないか。同時に、社会情勢の変化等を踏まえ、研究の集中と選択が必要ではないか。

また、研究成果について、どのように普及し、どのように広く役立つものとしていくかについて明確化した上で、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施していく必要があるのではないか。

- ※ 平成 26 年 1 月に批准された「障害者の権利に関する条約」第 24 条において、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされ、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと等が必要とされている。文部科学省では、インクルーシブ教育システムの構築、小・中学校における通常の学級・通級による指導も含め、障害者に多様な学びの場を提供するとの施策を打ち出している。

【研修事業】

- 2) 特別支援教育に関するナショナルセンターとして、研修事業について、今後の障害者教育に関する国の施策の方向性（インクルーシブ教育等）に沿った手法、内容の研修を実施することができるよう、①求められるニーズ、②現状における課題や改善が必要な事項などを的確に把握することができるよう、研修を評価するための指標の整理・見直しとともに、当該指標ごとに達成すべき具体的な目標の設定が必要ではないか。

同時に、法人経営の観点から、社会情勢の変化等を踏まえ、研修の集中と選択が必要ではないか。

【広報】

- 3) ナショナルセンターとして、特別支援教育の現状、本法人の存在・活動内容（研究内容やその成果）について、より広く普及させ、多方面（一般の学校、民間企業、各種団体等）から理解・支援を得ることができるよう、具体的な広報戦略の明確化、着実な実施が必要ではないか。

【その他業務運営】

- 4) 保有資産（特に体育施設）について、整備された体育施設を保有しながら有効に活用されていない実態あり。障害者スポーツ（ブラインドサッカー、車椅子バスケットボール等）の実施の場として、更には、多目的に広く利用されるための具体的な方策を検討し、経営層による適切なマネジメントのもと、積極的に推進していく必要があるのではないか。
- 5) 一般管理費、業務経費の削減状況については、的確な実績の把握（予算での対前年度比較ではなく実績ベースでの比較）を行うとともに、増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。
- 6) 一層の業務の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））

【大学入試センター（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【新テスト試験の実施】

1) 国の政策・施策（高大接続）の中で、本法人はどのような役割を担うのか（文部科学省との役割分担はどうなっているか）明確化した上で、次期中期目標期間中に開始される予定の「高等学校基礎学力テスト（仮称）」（平成 31 年度開始予定）及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」（平成 32 年度開始予定）に関し、開始までの間の実施内容、時期等の具体的な工程について、文部科学省との連携を密にし、次期中期目標に間に合うタイミングで策定した上で、着実に実施していく必要があるのではないか。

【調査研究】

2) 調査研究について、新テストで新たに C B T 方式（コンピュータを利用した受験）や複数回の試験実施が導入される予定であることを踏まえ、想定される問題点を洗い出し、どのような工程で進ちよくさせるかを明確化した上で、着実に実施していく必要があるのではないか。

【情報提供】

○3) 大学入試情報の提供業務について、各大学及び大手予備校等でも充実した情報が提供されていることから、本法人がホームページに掲載している大学入試センター試験参加大学の入試情報の提供について、本法人でしか提供し得ないような内容、提供方法の検討、見直しが必要ではないか。…65P

【保有資産】

4) 講師寄宿舍の利用可能室数については、大学入試センター試験の作題委員約 500 人に対して 16 室しかなく、一部の作題委員はその存在を知らず、近隣ホテルを利用していることから、その保有の必要性について、処分も念頭においた厳格な検証が必要ではないか。

【その他業務運営】

- 5) 膨大な大学入試センター試験に係る事務の効率化・合理化の観点から、例えば、OMR（光学式マーク読取装置）の年間稼働率は年間一週間程度と低調であることから、短期リースができないか等、効率化・合理化方策の早急な検討、実施が必要ではないか。
- 6) 一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））

【国立青少年教育振興機構（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【教育事業】

- 1) 本法人が実施する青少年の体験活動等の教育事業について、国の政策・施策（青少年教育の振興）の達成のために、①法人としてどのような活動（体験活動等）を行うのか、②それによりどのような成果を生もうとしているのについて、政策と関連付けた具体的な目標設定及び明確化を行うべきではないか。

【広報】

- 2) 本法人がナショナルセンターとして、国の政策目的を達成するため、各施設の特色を活かし、どのようなプログラムを企画・実施し、どのように呼び込むかを明確化した上で、①本法人の存在、②体験学習等の内容・重要性（体験学習の成果の裏付）をより広く周知し、法人への理解を広く得る取組（広報、PR）について、法人経営の観点から、本法人本部が中心となり一層充実させる必要があるのではないか。

【その他業務運営】

- 3) 地方27施設のうち7施設で試行的に実施していた「新しい公共」型管理運営（※）の試行期間中に得られた成果（例えば、運営協議会委員の知識やネットワークを活用し、各施設の地域の特性を活かした運営手法の構築がされたなど）を踏まえ、各地方施設において地域における関係機関と連携し、地域とのつながりを更に強化していくなどによって、施設運営をより一層充実させていくべきではないか。

また、各地方施設において地域との連携の強化が推進されるようにするための方策について、本法人本部が積極的に関与し、支援・助言等を実施していくべきではないか。

※「新しい公共」型管理運営とは、青少年団体、NPO、企業、学校、地方自治体、地域住民等多様な主体が、教育施設の管理運営や事業の企画・実施に参画し、様々な形で協力や支援を受けながら、効果的・効率的な教育施設の管理運営を行おうとするもの。

4) 一層の業務の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））

【国立女性教育会館（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【教育事業】

- 1) 調査研究について、社会人女性をターゲットとした旧来の「女性教育」から男性、民間企業、大学等を対象とした「男女共同参画」への役割の広がりを踏まえ、それぞれの目指す政策目標（アウトカム）と関連付けた成果等を明確化する必要があるのではないか。

【研修事業】

- 2) 本法人が主催する研修事業について、「女性教育」から「男女共同参画」への役割の広がりを踏まえ、研修のビジョン（対象者の拡大、他法人の研修への参画等）を明確化し、積極的かつ意欲的に取り組む必要があるのではないかと。

【広報】

- 3) 「女性教育」から「男女共同参画」への役割の広がりを念頭に、より多様な主体（民間企業、大学等）へ本法人の活動を幅広く訴求していくため、企業等のダイバーシティ（女性の活躍促進）関係の社内研修向けのメニューを提示するなど、積極的な広報活動を充実・強化するとともに、これらの活動を適切に評価するための具体的な目標を設定する必要があるのではないかと。

【その他業務運営】

- 4) 本法人が保有している施設（宿泊施設、テニスコート等）について、稼働率が低調となっている実態を踏まえ、法人経営の観点から、利用料金の見直し、稼働率の向上のため地域や学校等による利用を促進するためのPR方策等を検討し、経営層による適切なマネジメントのもと、積極的に推進していく必要があるのではないかと。…66P
- 5) 一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないかと。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

【国立科学博物館（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【法人のマネジメント】

- 1) 本法人が、全国の博物館のナショナルセンターとして、それら博物館をどのような方法により先導し、全国の博物館の運営等にどのように貢献していくのかということについて明確化し、具体的に目標として設定すべきではないか。

【展示事業】

- 2) 展示事業について、国の政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化するとともに、入場者数についての戦略的な目標を設定すべきではないか。

その上で、より幅広い者に、より多く展示を利用・活用してもらい（特に、リニューアルした常設展示の平日利用の促進）、設定した目標を達成するため、①所蔵する資料・標本を一層積極的に展示等する方策（巡回展示、外部（海外も含む）貸出し等）、②展示の意味や展示物の貴重さの周知、③開館時間の弾力化（平日の早朝、夜間）、④展示関連商品開発の工夫、⑤外国人観光客を呼び込むためのPR方策などについて、戦略的に検討、実施する必要があるのではないか。…67P

【調査研究】

- 3) 調査研究について、国の政策・施策（人々の科学リテラシーの向上等）の達成のためにどのような役割を担うものと位置付け、①何を研究し、②いつまでにどのような工程で進ちょくさせ（研究の進捗状況に応じて適時見直す仕組みも）、どのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべきではないか。
- 4) 調査研究活動の内容や重要性、得られた成果について、どのようにして広く周知（展示の企画、広報、PRなど）し、法人への理解を得るか、どのように広く役立つものとしていくか明確化した上で、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施していく必要があるのではないか。

【その他業務運営】

- 5) 博物館における展示や調査研究等の機能の一層の強化に資するため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の促進など、法人経営の観点から、一層戦略的な実施が必要ではないか。
- 6) 本法人が、ナショナルセンター（ナショナルコレクションの構築）としての役割として収集・保存する貴重な資料・標本等について、将来にわたり良質な状態で保存し続けるため、収蔵スペースの確保等について早急な検討、対策の実施が必要ではないか（年間数百万円の保管経費が発生している「Y S-11 量産初号機」の保存に関する今後の方針も含む。）。
- 7) 一層の業務の効率化の観点から、他の独立行政法人（国立文化財機構、国立美術館等）との間で、共通的な事務用品、役務（建物管理、清掃、資料・標本・美術品等の運搬業務等）の共同調達を取組を一層推進すべきではないか。

【国立美術館（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【法人のマネジメント】

- 1) 本法人が、全国の美術館のナショナルセンターとして、それら美術館をどのような方法で先導し、全国の美術館の運営等にどのように貢献していくかということについて明確化し、具体的に目標として設定すべきではないか。

【展示事業】

- 2) 展示事業について、国の政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化するとともに、入場者数についての戦略的な目標を設定すべきではないか。

その上で、より幅広い者に利用・活用してもらうため、①所蔵美術品の活用、②展示の意味や展示物の貴重さの周知、③展示の説明資料（冊子・リーフレット）におけるわかりやすい記述の工夫、④開館時間の延長（特に立地条件の良い新美術館、西洋美術館）、⑤ミュージアムショップの商品開発の工夫、⑥外国人観光客を呼び込むためのPR方策・環境整備、などについて、戦略的に検討、実施する必要があるのではないかと考えます。…67P

【調査研究】

- 3) 調査研究について、国の美術振興政策・施策の達成のために、どのような役割を担うものと位置付け、①何を研究し、②いつまでにどのような工程で進捗させ（研究の進捗状況に応じて適時見直す仕組みも）、どのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべきではないか。
- 4) 調査研究活動の内容や重要性、得られた成果について、どのようにして周知し法人への理解を得るか（広報、PRなど）、どのように広く役立つものとしていくかについて明確化した上で、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施していく必要があるのではないかと考えます。

【収集・保管】

- ５） 美術品・工芸品の所蔵作品数は年々増加しているが、その保管状況については、特に東京近代美術館（工芸館）、京都近代美術館では収容能力の２倍近い作品が保管され、収蔵庫内の棚間の通路にも作品を二段重ねにするなどの憂慮すべき状態となっている。

本法人が、ナショナルセンターとして（ナショナルコレクションの形成・継承）収集・保存する貴重な美術品・工芸品等について、将来にわたり良質な状態で保存し続けるため、収蔵スペースの確保、保管環境等について、喫緊の課題として抜本的な改善が必要ではないか。…68P

- ６） 鑑賞機会の提供・所蔵作品の有効活用という観点において、全国の公私立の美術館・博物館と連携し、保有する美術品等の貸出についてより積極的に進める必要があるのではないか。…68P

【その他業務運営】

- ７） 美術館における展示や調査研究等の機能強化に資する自己収入の一層の増加のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の促進など、法人経営の観点から、一層戦略的な実施が必要ではないか。

- ８） 一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人（国立科学博物館、国立文化財機構等）との間で、共通的な事務用品、役務（建物管理、清掃、資料・標本・美術品等の運搬業務等）の共同調達を取組を一層推進すべきではないか。

【国立文化財機構（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【法人のマネジメント】

- 1) 本法人が、ナショナルセンターとして、全国の博物館をどのような方法で先導し、全国の博物館の運営等にどのように貢献していくかということについて明確化し、具体的に目標として設定すべきではないか。

【展示事業】

- 2) 展示事業について、国の政策・施策の達成のためにどのような成果をあげなければならないのかを明確化するとともに、入場者数についての戦略的な目標を設定すべきではないか。

その上で、より幅広い者に利用・活用してもらうため、①所蔵文化財の活用、②展示の意味や展示物の貴重さの周知、③外国人観光客を呼び込むためのPR方策、④開館時間の延長、⑤ミュージアムショップの商品開発のさらなる工夫、などについて、戦略的に検討、実施する必要があるのではないか。…67P

【調査研究】

- 3) 調査研究について、国の文化振興・文化財保護政策・施策の達成のために、どのような役割を担うものと位置付け、①何を研究し、②いつまでにどのような工程で進捗させ（研究の進捗状況に応じて適時見直す仕組みも）、どのような成果を出すかということについて、政策と関連付けた具体的な目標設定を行うべきではないか。
- 4) 文化財保護に関する技術・経験の伝承の観点から、長期的視野のもとに、専門的知見・技術・経験を有する日本の文化財保護における中核的な人材を育成し、公私立の美術館・博物館と連携を強化していく必要があるのではないか。

【収集・保管】

- 5) 本法人が、ナショナルセンターとしての役割（歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点としての収蔵品の整備と次代への継承）を果たすため収集・保存する貴重な文化財等について、将来にわたり良質な状態で保存し続けるため、不足している収蔵スペ

一スの確保等について早急な検討、対策の実施が必要ではないか。

【その他業務運営】

6) 博物館における展示や調査研究等の機能強化に資する自己収入の一層の増加のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の促進など、法人経営の観点から、一層戦略的な実施が必要ではないか。

7) 一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人（国立科学博物館、国立美術館等）との間で、共通的な事務用品、役務（建物管理、清掃、資料・標本・美術品等の運搬業務等）の共同調達を取組を一層推進すべきではないか。

【教員研修センター（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【研修事業】

1) 教職員に対する研修に関し、今後の教員養成に関する国の政策・施策の方向性（体験・課題解決型＝アクティブ・ラーニング）に沿った研修手法、内容をできる限り早期に構築・導入することができるよう、そのための具体的な工程の明確化、着実な実施が必要ではないか。

2) 実施している研修について、①求められるニーズ、②現状における課題や改善が必要な事項などを的確に把握することができるよう、研修を評価するための指標の整理・見直しとともに、当該指標ごとに達成すべき具体的な目標の設定が必要ではないか。

同時に、法人経営の観点から、例えば、女性の積極的活用に関する研修など、社会情勢の変化等を踏まえた研修の集中と選択が必要ではないか。

3) 教職員の研修に関するナショナルセンターとして、アクティブ・ラーニングへの方向性を見据えた法人自らの研修ノウハウの蓄積・向上、全国都道府県等への伝播・普及の促進のため、その機能強化の仕組みの構築（①大学や都道府県等との連携強化、都道府県等と大学との連携・橋渡し役としての機能、②ICTを活用した研修の配信等）、いつまでにどのような水準を達成するかということの明確化、着実な実施が必要ではないか。

4) 上記の的確な実施のため、教職員の人材養成に関する専門的知見を有するプロパー職員を早急に育成する必要があるのではないか。

【その他業務運営】

5) 保有資産（特に体育施設、駐車場等）について、有効に活用されていない実態がある。研修員への供用に止まらず、地域のスポーツ施設又は多目的利用施設等として有効に活用されるための具体的な方策を検討し、経営層による適切なマネジメントのもと、積極的に推進していく必要があるのではないか。

- 6) 一般管理費、業務経費の削減状況については、的確な実績の把握（予算での対前年度比較ではなく実績ベースでの比較）を行うとともに、増加要因等が合理的に説明できない場合、一層の削減方策の検討、着実な実施が必要ではないか。
- 7) 一層の業務の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。

【物質・材料研究機構（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【研究開発】

- 1) 本法人に求められている新物質・新材料の創製に向けたブレークスルーを目指す研究開発を一層推進するため、本法人が行う個々の研究テーマについて、研究により何を目指し、どのような工程で進ちよくさせるか明らかにされていない現状を踏まえ、研究開発成果の最大化に向けた目標を明確化する必要があるのではないか。

また、個々の研究テーマの位置付けや研究特性を踏まえ、必ずしも成果が上がっていない研究テーマについては、その原因分析をきめ細かく行いその後の研究の方向性を決定するなど、資源を戦略的に配分し、理事長の研究マネジメント機能を強化する必要があるのではないか。…69P

【研究成果の普及】

- 2) 本法人の研究開発の成果について、インターネット上で研究成果を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、国民に分かりやすい広報活動に取り組んでいるところであるが、より幅広く研究成果を還元・周知するため、次期中期目標期間においても、これらの取組を引き続き積極的に推進していくこと。

【人材養成】

- 3) 人材養成の取組による成果について、若手研究者のキャリア開発の一層の推進、グローバル人材の育成等の観点から、これらの成果を的確に評価するため、アウトプット目標にとどまらず、アウトカム目標を設定する必要があるのではないか。

【その他業務運営】

- 4) 本法人が保有する一般の機関では導入が難しい最先端の研究設備等について、

- ① 外部への共用を一層推進するため、利用実績を的確に把握するとともに、利用実績の乏しい研究設備等については、その原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえた見直し方策を検討する必要があるのではないか。

② 利用実績を定量的に評価するため、適切な目標値を設定する必要があるのではないか。

○５） 本法人の特許に関する実施料収入は、特許の出願、維持等に要する経費を大幅に上回っており、年間５億円程度の収入を上げている。

更なる自己収入の拡大を図る観点から、産業界とのハブ機能を強化し、本法人が有する特許を産業界に対して実施許諾する取組を引き続き積極的に推進していくこと。…69P

６） 一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））

７） 他の研究機関との相互連携及び研究成果の最大化のため、クロスアポイントメント制度の一層の活用について、検討、実施すべきではないか。

【防災科学技術研究所（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【研究開発】

- 1) 防災に関し、理学、工学及び社会科学の融合及び各災害研究分野間の連携による総合的な研究開発を行う機関として、防災に関する研究を行う多くの機関の中で、本法人が担うべき役割を明確化した上で、何を研究し、いつまでに、どのような成果を上げるのか、具体的な目標として設定すべきではないか。
また、それらの研究成果について、社会的重要性も含めて全国への普及、浸透のための具体的な方策を検討し、積極的に実施すべきではないか。…70P
- 2) 防災に関する研究に関し、その機能や研究テーマで類似する他の研究機関（例えば、類似の実験施設を有する建築研究所、大学など）との間で、研究成果の最大化を図るため、一層連携、協働等（クロスアポイントメント制度の活用も含め）を推進すべきではないか。…70P
- 3) 海洋研究開発機構からの「地震・津波観測・監視システム」の移管が予定（機構での整備事業が終了した後）されるが、既存の観測システムとのテレメータの統一化等の着実な実施を図るとともに、観測範囲の拡大により観測精度や速度向上、シミュレーションの内容の充実など、今後取り組む事項、成果、時期等について、具体的に目標として設定すべきではないか。

【その他業務運営】

- 4) 本法人が保有する大規模実験施設（大型耐震実験施設、大型降雨実験施設ほか）について、法人経営の観点から、利用料の見直し、稼働率の一層の向上など更なる有効活用を図るとともに、設定した数値目標とその達成状況の検証・見直しを行う必要があるのではないか。
- 5) 一層の業務の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

【放射線医学総合研究所（研）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【研究開発】

- 1) 本法人が実施する研究開発業務について、政策目標（重粒子線がん治療の国内外への普及等）を踏まえ、本法人が行う研究テーマの目指す成果を明確化するとともに、研究により何を目指し、どのような工程で進ちよくさせるかについて明確化（工程表の策定等）し、具体的な目標として設定する必要があるのではないか。

【統合効果】

- 2) 日本原子力研究開発機構の業務の一部が移管されることに伴い、本部によるガバナンスの充実・強化方策や管理部門の合理化方策について早急に検討する必要がある。

また、シナジー効果の発現に資する観点から、研究部門の再編を実施するため、①研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、②研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築、③技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みの構築について検討する必要があるのではないか。…71P

【その他業務運営】

- 3) 本法人の特許に関する出願、維持等の経費及び実施料収入については、重粒子線がん治療装置に係る知財の実施許諾に基づき多額の実施料収入が発生し、法人全体の実施料収入が出願、維持等の経費を上回っている年もあることから、重粒子線がん治療研究等の成果の一層の展開のため、治療施設の小型化、コストの低廉化、治療拠点の拡大等について、具体的な工程表を策定するなどにより、積極的に取り組むべきではないか。…71P

- 4) 一層の業務運営の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、間接業務（会計、経理事務等）の共同実施、共通的な事務用品や役務（建物管理、清掃等）の共同調達等の取組を一層推進していく必要があるのではないか。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

- 5) 放射線に関する研究成果について、関係機関（例えば、国民的関心事である被ばく実態や被ばく医療研究については、他の研

究機関とともに、防災、医療関係機関も含め）との相互連携及び研究成果の最大化のため、クロスアポイントメント制度の活用について、検討、実施すべきではないか。

(厚生労働省所管法人)

【労働安全衛生総合研究所（中）】

主な論点一覧（「○」印は別途説明資料をご用意している論点。）

【調査研究】

- 1) 本法人は、名称は「研究所」であるが、「中期目標管理法人」として整理されていることを踏まえ、政策目的（労働災害の防止等）を達成するために本法人が行う研究により何をを目指すのか、また、同様な研究を行っている他の機関（大学、民間企業等）との役割分担について明確化した上で、研究内容の選択と集中を行い、より具体的な目標を設定する必要があるのではないか。
- 2) 調査研究により生み出された成果について、広く労働現場に普及させていくため、経営層による適切なマネジメントのもと、成果により開発された製品（例えば、斜面監視の表層ひずみ棒と警報装置）の販売拡大方策等について検討する必要があるのではないか。

【統合効果】

- 3) 本法人は、労働者健康福祉機構と統合され「労働者健康安全機構」となる予定であるが、新法人において何を行い、どのような役割を担うのかについて早急に検討し、明確化する必要がある。

また、統合によるシナジー効果の発現に資する観点から、研究部門の再編を実施するため、①研究ユニットを機動的に再編できる仕組みの構築、②研究員等の柔軟な配置の仕組みの構築等について検討する必要があるのではないか。

【その他業務運営】

- 4) 一層の業務の効率化の観点から、他の独立行政法人との間で、共通的な事務用品、役務（建物管理、清掃等）の共同調達の取組を一層推進していく必要があるのではないか。

(中) 大学入試センター

論点

- ・ ホームページに掲載している大学入試センター試験参加大学の入試情報の提供について、本法人でしか提供し得ないような内容、提供方法の検討、見直しの必要があるのではないか

問題意識

- ・ 大学入試情報については各大学や大手予備校等でも充実している
- ・ 大学入試センター試験参加大学情報へのアクセス件数は減少(下表参照)

○ センター試験参加大学情報の画面（大学入試センターHPより）

大学入試センター National Center for University Entrance Examinations

受験者・保護者の方 高校関係者の方 大学関係者の方 研究者の方 調査・入札関係の方

センター試験 過去のデータ 研究開発活動 法人情報

トップ > 過去のデータ > 過去の試験情報 > 平成27年度試験 > 実施結果等 > センター試験参加大学情報

センター試験参加大学情報

所在地: 東京都 国公私別: 国立大学 入試タイプ (PDF有無): ☐ 一般入試 ☐ 特別入試

大学名	所在地	国公私別	入試タイプ		入試情報
			一般入試	特別入試	
東京大学	東京都	国立大学			入試情報
東京医科大学	東京都	国立大学			入試情報
東京外国語大学	東京都	国立大学			入試情報
東京芸術大学	東京都	国立大学		-	入試情報
東京工業大学	東京都	国立大学			入試情報

過去のデータ

- 過去のデータ
- 過去の試験情報
 - 過去の試験情報
 - 平成27年度試験
 - 平成27年度試験
 - 実施結果等
 - 平成27年度本試験の問題
 - 平成27年度本試験の正解
 - 平成27年度追・再試験の問題
 - 平成27年度追・再試験の正解
 - 英語リスニングについて

現行の情報提供は各大学の
①入学者選抜要項(PDF版)、
②HP(入試情報関連)のリンク先
のみを掲載

アクセス件数減少

○ アクセス件数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
アクセス件数	1,205,014件	568,597件	878,341件	130,923件	101,092件

※ 平成22年度まではハートシステムによる情報提供、平成23年度から現行の情報提供を開始

(中) 国立女性教育会館

論点

- 保有施設(宿泊施設、体育館等)について、法人経営の観点から、利用料金の見直し、稼働率の向上のための方策を検討し、経営層による適切なマネジメントの下、積極的に推進していく必要があるのではないか。

問題意識

- 保有施設の稼働率はいずれも低調(下表参照)
- 本年から、施設の管理・運営をPFI化し、民間事業者に委託しているが、今後の施設の有効活用に関する本法人の考え方が不明確

○ 保有施設の稼働率の推移 ※網掛けは稼働率が50%以下

(単位：%)

年度	宿泊施設	講堂	大会議室	150人室	100人室	50人室	36人室	24人室	マルチメディア	20人室	団体控室	講師控室
23年度	31.8	34.9	31.7	52.2	50.5	29.3	34.9	47.3	39.1	25.4	34.9	18.6
24年度	33.8	45.2	42.3	54.7	52.9	38.3	45.2	49.2	42.3	29.6	38.9	19.3
25年度	40.3	47.9	43.5	51.2	57.1	44.7	47.9	43.8	43.7	29.1	35.8	17.3
26年度	37.8	44.1	40.3	50.2	54.1	39.3	44.1	43.6	39.7	27.8	37.7	19.4

年度	響書院	和庵	調理室	試食室	美工室	音楽室	ミーティング*	談話室	体育館	テニスコート
23年度	34.2	14.1	21.2	27.7	43.0	55.8	38.6	42.9	33.0	55.1
24年度	31.2	10.9	22.1	27.0	40.9	52.3	39.4	46.7	31.0	51.8
25年度	30.9	11.2	25.2	24.1	43.6	56.9	44.9	53.6	37.5	40.7
26年度	31.8	10.2	23.0	28.7	41.1	59.5	42.7	59.4	34.9	44.4

全体的に低調

(中) 国立科学博物館、(中) 国立美術館、(中) 国立文化財機構

論点

- 入館者数の戦略的な目標を設定すべきではないか。
- 上記目標を達成するため、①所蔵品の一層積極的な展示、②展示手法の工夫、③開館時間の弾力化、④関連商品開発の工夫、⑤外国人観光客等へのPR方策等、企業マインドによる戦略的な検討、実施が必要ではないか。

問題意識

- 各法人とも、常設展での展示は、所蔵点数のうちのごく一部
- 諸外国の博物館、美術館等の収入は、入場料収入、販売収入、寄附金、会費収入等が相当割合を占めるのに対し、各法人は交付金等に依存
(自己収入割合 ⇒ 国立美術館: 1割程度、ルーブル美術館: 5割程度)
- より幅広い層の来場者獲得やリピーター増加のため、①より魅力ある(また見たいと思わせる)展示にするため、展示の意味や貴重さのアピール等の工夫、②効果的な広報、PR等の工夫・充実、③会員制度等の拡充などが必要

国立科学博物館、国立美術館及び国立文化財機構と、諸外国の博物館、美術館等との比較

	入場者数	展示面積(m ²)		入場者数	展示面積(m ²)
国立科学博物館	約174万人	約11,000	スミソニアン国立自然史博物館 (米)	約730万人	約30,000
			大英博物館 (英)	約670万人	約57,000
国立美術館	約293万人	約32,000	ルーブル美術館 (仏)	約933万人	約61,000
国立文化財機構	約373万人	約30,000	故宮博物院 (台)	約450万人	約7,000

(注) 1 文部科学省の資料等により作成した。

2 入場者数は、国立科学博物館、国立美術館及び国立文化財機構については平成26年度のものである。また、スミソニアン国立自然史博物館については2014年、大英博物館、ルーブル美術館及び故宮博物院については2013年のものである。

(中) 国立美術館

論点

- ・美術品等の保管環境の整備について抜本的な改善の実施
- ・所蔵作品の貸出等についてより積極的に推進

問題意識

- ・国民共有の貴重な財産である美術作品を永く後世に伝えるとともに、展示等の美術館活動の充実を図る観点から、収蔵庫等保存施設の狭隘・保存環境等につき、喫緊の課題として、抜本的な改善が必要。
- ・特に東京近代美術館(工芸館)、京都近代美術館では、収容能力が限界を超えている。
- ・保管スペースに限りがある状況下において、所蔵作品の有効活用が含まれて必要。

保管施設の状況(H27.4.1)

館名	館内	
	面積	収納率(概数)
東京国立近代美術館 (本館)	1,337.8㎡	約125%
東京国立近代美術館 (工芸館)	205.6㎡	約180%
京都国立近代美術館	1,176.7㎡	約200%
国立西洋美術館	1,097㎡	約75%
国立国際美術館	1,795.2㎡	約100%

特に、東京国立近代美術館(工芸館)は、収蔵庫床面の大半は収蔵品で埋まり、棚間の通路にも作品を二段重ねにするほどの収蔵環境となっている。

(研) 物質・材料研究機構

論点

- 個々の研究テーマについて①何を目指し、②どのような工程で進ちよくさせるか明確な目標を設定し、研究マネジメント機能の強化が必要
- 保有する特許について、更なる自己収入の拡大を図る観点から、産業界とのハブ機能を一層強化し、引き続き産業界への実施許諾を推進していくこと。

問題意識

- 一部の研究テーマについては、いつまでに、どのような成果を得るのが公表されていないため、個々のテーマの成果の達成状況を客観的に把握することが困難な状況
- 特許について、「実施許諾収入<維持管理費用」となっている法人が多い中、本法人では、「実施許諾収入>維持管理費用」となっている（毎年、2～3億円程度の黒字）。
今後も、産業界とのハブ機能を一層強化し、産業界への実施許諾を引き続き推進することが求められる。

○ 特許の維持管理費用と実施許諾収入の推移

(単位：千円)

	平成23年度	24	25	26	計
維持管理費用	222,350	228,017	298,807	278,608	1,027,782
実施許諾収入	511,112	395,866	491,813	598,770	1,997,561
差 額	288,762	167,849	193,006	320,162	969,779

 **黒字**

(研)防災科学技術研究所

論点

- ・ 防災に関する研究について、本法人が担うべき役割を明確化した上で、何を研究し、いつまでに、どのような成果を上げるのか、具体的な目標として設定すべきではないか
- ・ 防災に関する研究に関し、その機能や研究テーマで類似する他の研究機関（例えば、類似の実験施設を有する建築研究所、大学など）との間で、研究成果の最大化を図るため、一層連携、協働等を推進すべきではないか

問題意識

- ・ 防災や減災に関する研究は、独立行政法人、大学など、多くの機関において実施されているが、それらの中には、複数の機関が類似の施設を保有し、それぞれにおいて類似の研究を行っているものも見られる状況
- ・ そのような中、本法人が担うべき研究、本法人でしか実施できない研究は何か、明確となっていない
- ・ 国民的重要課題として、防災・減災等に関する研究成果を最大化・普及するため、本法人の役割の明確化とともに研究機関間の連携・協働が必要であると考えられる

○ 複数の機関に類似の施設がある例

実験施設内の床を機械的に振動させ、建築構造物等の耐震・免震構造の研究、耐震性能の測定等に活用する「振動台」



防災科学技術研究所 振動台（茨城県つくば市）



建築研究所 振動台（茨城県つくば市）

(研)放射線医学総合研究所

論点

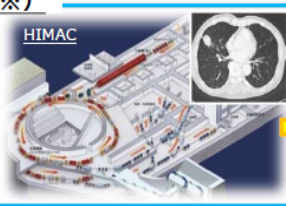
- 原研の業務移管に伴い、法人本部によるガバナンスの充実・強化方策、管理部門の合理化方策等について早急な検討が必要ではないか。
- 重粒子線がん治療を広く普及させるための国内普及ロードマップを策定する必要があるのではないか。

問題意識

- 原研から移管される組織は、青森、茨城、群馬、京都、兵庫に分散し、職員数も多数に及ぶことから、本部となる本法人による適切な管理を行う必要がある。
- 国内の重粒子線がん治療施設は、本法人を含め4か所と少ない。
- 一方、治療施設の設置に伴い、重粒子線がん治療装置に係る多額の特許実施料収入が発生している年もある。
- 重粒子線がん治療の普及のため、施設の更なる小型化やコストの低廉化を計画的に進める必要がある。

【放医研（現行）】（449名、123億※）

- ①重粒子線がん治療装置（HIMAC：ハイマック）を活用した臨床研究など放射線の医学利用に係る研究開発
- ②放射線の人体に対する影響や放射線障害の予防・診断・治療に係る研究開発 他



【原子力機構（量子ビーム・核融合部門）（460名、415億※）

- ①加速器、高出力レーザー装置等の施設・設備による量子ビーム（電磁波及び粒子線）を生命科学や材料科学等様々な分野に活用する研究開発
- ②超伝導技術によるプラズマ状態の維持・制御など、核融合に関する研究開発

【量子科学技術研究開発機構】（約900名、約540億）

加速器技術等のイノベーション創出基盤を構築、学理的な理論解明、産業創出等社会に貢献